

## 裁判員等経験者意見交換会議事録

日 時 平成31年2月28日午後2時00分から午後4時00分まで

場 所 水戸地方裁判所裁判員候補者待機室

出席者 司 会 中 村 慎（所長）

裁判官 寺 澤 真由美（部総括裁判官）

検察官 岩 崎 弘 悟

弁護士 松 沼 和 弘

裁判員経験者1番 男性70代（以下「1番」と略記）

補充裁判員経験者2番 男性80代（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 男性60代（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 男性70代（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 男性60代（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 女性40代（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 男性40代（以下「7番」と略記）

裁判員経験者8番 男性50代（以下「8番」と略記）

報道関係者 朝日新聞，毎日新聞，東京新聞，茨城新聞，茨城放送，  
共同通信，時事通信，NHK

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	裁判員等に選任され，審理に参加するまでの感想・・・・・・・・	4
3	裁判員等として審理に参加しての感想，意見・・・・・・・・	14
4	裁判員等を経験した後の感想・・・・・・・・・・・・・・・・	25
5	報道機関からの質問・・・・・・・・・・・・・・・・	31
6	最後に・・・・・・・・・・・・・・・・	34

## 1 はじめに

司会

こんにちは。私は水戸地裁の所長を務めております中村愼と申します。今日、裁判員等の経験者と法曹三者との意見交換会ということで、大変お忙しい中、またあいにくの雨の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は私の方で司会進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず冒頭、本日のこの会の趣旨について簡単に御説明させていただきたいと思えます。裁判員制度が始まりまして、本年5月で丸10年が経ちます。ここにポスターを掲示しておりますが、10年の節目の年ということになります。

茨城県内では水戸地裁の本庁のみで裁判員裁判を取り扱っておりますが、平成30年末までに延べ6万1500人の県民の皆様の名簿登録の通知をいたしまして、そのうち約7000人の方に裁判員候補者ということで裁判所に出かけていただいたということになります。そして選任手続を経て、約2000人の皆様に裁判員、補充裁判員として審理に参加していただきました。

この10年間水戸地裁で行った裁判員裁判は、累計260件ということになります。北関東では、宇都宮地裁、前橋地裁の本庁で裁判員裁判をやっていますが、水戸地裁の件数はそれらの件数よりはるかに多いということで、水戸は非常に裁判員裁判の多いところがございます。茨城県の有権者数は約244万人と言われておりますので、有権者のおおむね40人に1人が裁判員候補者の名簿に登録され、また、茨城県の有権者の約350人に1人の方が裁判員等の候補者ということで裁判所においでいただいたということになります。

このように、この10年間、裁判員制度は県民の皆様の御理解と御協力のもと、おおむね順調に運営され、刑事裁判においては日常の光景になってきています。法律が成立したのが平成16年ということで15年前なんですけど、そのころは「裁判員とは何？」というのが一般的な考えだったと思います。それが今、施行10年ということで、裁判員制度自体について、こういう制度があるということについては

日常的、あるいは普及しているということになってきているのであらうと思います。

とは言いましても、この制度はまだ施行10年ですので、制度の運営に携わる裁判所、検察庁、弁護士会としては常に見直すべき点を見直して、より良いものに変えていく運営改善、運用改善の努力を続けていかなければならないと、こういうふうに思っているところでございます。そのために、実際に裁判員を経験された今日お集まりの方々の率直な御感想や御意見をお伺いするのがもっとも有益であらうと考えておりまして、このような会を設けさせていただいているということでございます。

先に申し上げたように、この10年間で裁判員制度自体の認知度はかなり浸透してきているようにも思います。ただ、まだ裁判員候補者等になっていない方々から見ますと、参加するには負担が重いのではないか、仕事があるから難しいんじゃないか、果たして自分がやっていけるのだろうかといった心配をされている方も少なくないというふうに思います。そのような県民の皆様に、今日お集まりの実際に裁判員等を経験された皆様の生の声をお伝えするということが、これから裁判員裁判に参加される方々の不安や負担を少なくすることに役立つのではないかとこのように思っているところです。どうか遠慮なく率直に御意見をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、ここには裁判員経験者の方々の他に、3名の法曹関係の者が出席しています。自己紹介をさせていただきます。

検察官

水戸地方検察庁の検事の岩崎と申します。よろしく願いいたします。裁判を担当しています。

弁護士

茨城県弁護士会土浦支部に所属しております弁護士の松沼と申します。今日の話題事項というか、取り上げる事件の六つのうち二つぐらいは私が担当しております。今日は具体的な事件の内容よりはもうちょっと大きな視点でお話が展開されるとい

うふうには伺っておりますが、私の方では今までも10件以上は裁判員裁判を経験していると思いますので、何か御質問等があれば、あるいは御意見をたくさん聞かせていただければ、弁護士会にもできるだけ反映させたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

裁判官

水戸地方裁判所で刑事事件の裁判長を務めております寺澤と申します。今日はどうぞよろしくお願いたします。

## 2 裁判員等に選任され、審理に参加するまでの感想

司会

まず、裁判員等に選任され審理に参加するまでの感想ということをお聞きしたいと思います。皆さんには、まず最初に黄色い封筒で、名簿に登載されたということの通知が来て、それからしばらく経って、選任期日のお知らせというのが届いたと思います。何月何日に選任手続を行うから来てくださいということで、その際に事件の番号が記載され、これぐらいの期間裁判員裁判を行いますので選任手続に来ていただきたいということで通知が届いたと思います。最初にこの名簿登載の通知が来て、選任期日のお知らせが来て、皆さんはそれで裁判所に選任手続に来ていただいたということになるわけですが、そのときまでに皆様がこの裁判員制度にどのような印象を持たれていて、またこの名簿や候補者に選ばれたという通知を受け取って、どのように感じられたのか。また、お勤めや育児、介護といったことをされている方については、ここに日程が書いてありますけれども、その日程調整、勤務先やあるいは家族の協力などをどのように得て参加されたのかといった点について、それぞれの方のその選任されるまでの裁判員、裁判に対する見方、あるいは選任手続に来られるまでの率直な御感想をお聞きしていきたいと思っております。

参考までに、ちょうど平成20年、施行の1年前なんですが、そのときに最高裁の方で裁判員制度に関する意識調査というのを行ったことがあります。その結果は当時大きく報道されたんですが、その当時、参加したい、あるいは参加してもいい

とお答えになった方は15.5%，また、あまり参加したくないけど義務なら参加せざるを得ないというのが44.8%，義務であっても参加したくないというのが37.6%というような結果が出ています。また、参加に対する心配や支障について、判決で被告人の運命が決まるため責任を重く感じると答えられた方が75.5%，素人に判断が行えるのかどうか不安というのが64.4%，裁判官と対等な立場で意見を発表できる自信がないというのが55.9%，仕事に支障をきたすというのが36.7%，育児、介護に支障を生じるというのが16.6%でした。これは施行前の段階での意識調査ということになります。

皆様は施行から約9年経って裁判員に選任、あるいは補充裁判員に選任されたということですが、皆様の経験でどのように感じられたかというところについてお伺いしていきたいと思います。プライバシーの問題がありますので、皆様のことはお名前ではなく番号で呼ばさせていただきますので、その点ご容赦いただければと思います。

まず、1番の方は殺人未遂で評議を含めた全6日間の事件ということで裁判員に従事していただいたというふうに承知しています。事件の内容については後に御紹介いたしますので、まず、1番の方に裁判員に選任されるまでの感想についてお聞きしたいと思います。

#### 1番

裁判員候補者のリストに挙がったという書類を頂いたときには、あ、来たのかという程度でそれほどの緊張感はなかったです。それまでは法廷で傍聴した経験もないし、刑事裁判も報道やドラマでしか見聞きすることはなかったんです。刑事裁判がどのように行われるかというのに非常に興味があったわけなんです。幸い裁判員制度ができてそういうことがあるんだったら、機会があれば参加してみたいなという気持ちはずっと持っていました。選任の期日の通知が来て、いよいよ絞られてきたということで緊張度が上がってきたんですけども、裁判員裁判の中で本当に人を裁くような考えができるんだろうかと私自身が気が小さいということがありまし

て、冷静な判断ができなくなるんじゃないかという気持ちはあったんですが、でもやってみたいという興味の方が強かったものですから、一応参加しますという回答をしました。

それで、裁判員制度という趣旨には私自身も賛同してまして、それまでいろいろな報道があったんで、そういうので聞いてたわけなんですけど、第三者である一般人が裁判の中で心証をもとに裁判員の方と横並びみたいな形で意見を出す方がいいんじゃないかというおぼろげな気持ちがあったわけなんです。で、そのままの気持ちで裁判員に参加させていただきました。

司会

2番の方は1番の方と同じ事件で補充裁判員に選任されたと思います。2番の方にも選任されるまでの感想をお伺いしたいと思います。

2番

これほどの皆さんの前でと不安なんですけど、私の経験としては私もいい歳なんです、仕事は一切ありませんので、これはすぐ受けなきゃならないんだとすぐ思いました。普段、世の中の事件が多い中で、私も大変いろいろな事件に興味を持っているわけです。何か起こりますと、この人はどういう心理状態で事件を起こし、こういう結果になったというそのストーリーを想像するんですね。そういうことは好きですね。その人の背景から人生から職場の中での対応、それは全て意図してるわけですよ。それらを考えますと、その人の身になって考えざるを得ない。事件を起こした人がですね。八十数年間生きてますから、そういうところで立ち入って是非参加してみようとすごく思いました。

暇だということもあるんですけど、遊びの仲間でもいろいろやっています。そういう仲間にもいろいろ話して意見を聞いて、皆さん周りの人はなかなかそういう裁判に入っていないとか、なかなか話の通じないことがいっぱいあるわけですよ。ですから、是非これ経験して、そして持ち帰って、仲間といろいろ話して、それでチャンスがあればその人たちの意見を聞いて、それで参考にしてまとめてこようと思っ

たわけです。家族も周りの人もみんな賛成していただきました。そんな良い機会だと思ってます。これからもチャンスがあれば参加したいと思います。

司会

3番の方は放火、住居侵入、窃盗という事件で、評議を含めて5日間の事件で裁判員として従事されたと承知しています。選任されるまでの感想について一言お願いいたします。

3番

まず、最初に裁判員名簿に載りましたという通知が来たときに、これ困ったなど、正直言って出たくないなというのが正直な気持ちで、ただ内容を見ますと1年間という猶予もあるよということで、1年間選ばれなければ無事やり過ごせるなという気持ちで受けたのが、最初の通知を受け取ったときの気持ちですね。

その後、結構すぐ裁判員選任期日のお知らせが来まして、あれ、これはまたタイミングよく来てしまったなど。内容を見て見ますと、確定じゃなくて何人か呼んでいるということなので、宝くじに当たれば選ばれることもあるのかなというレベルで気軽に来ました。

ただ、裁判員に選ばれたときに、義務と思ってましたので、来てしまったものは仕方がないので、まず最初に会社の経営陣には、裁判員来ちゃったよと。で、1年間にもしかしたら裁判員をやる可能性があるという通知はしておいたので、来たときに来るものが来たので行ってくるよというふうに会社の方に話をして行ったら、また裁判員に当たってしまったということで、これ仕方がない、やるしかないということで前向きに考えるようにして出たような次第ですね。ですから、勤務先や何かに関しては裁判員候補者に選ばれたときから前もって通知していただきましたので、それに関しては仕事がどうしてもというのがなければと思ってたんですが、うまいことその仕事のスペース取ってできましたので、できたような次第です。

司会

3番の方はお勤めをされてるということのようですけど、その勤務先との関係で

最初にお話をされてたということですが、その裁判員裁判のときには5日間、裁判所にほとんど連続して来られたと思うんですけど、休暇は勤務先の方で配慮してくれたということでしょうか。

3番

そうですね。休暇というよりも会社の方で出勤扱いしていただいて、ですから休暇してないよという状況で、公務という内容で頂きました。

司会

それは、会社として裁判員に参加するのをそうやって認めてくれるということになってるということですか。

3番

理解してくれてるということですね。

司会

4番の方は強制わいせつ致傷という事件で、4日間裁判員に従事されたというふうに承知しています。4番の方も選任されるまでの感想ということをお願いしたいと思います。

4番

この案内があったときに、どうして私が選ばれたのかなと、非常に驚きました。私も家内といろいろ話をしたけど、こういうことはあり得ないだろうということを行いました。でも周りの方にいろいろ説明を聞いたり、行政の方にいろいろ話を聞いたりとか、一回ぐらいやってもいいのかなと。人生一回ぐらい体験してもいいかなと思ってまして、そうしているうちに、先ほど誰かがおっしゃってましたけど、選任通知が来てしまったと。これはこれはということ慌てました。そうしたら60人ぐらい選ばれてそのうちの6名ぐらいですよと言われたので、まさかと思ったんですよ。そのまさかがまさかになってしまっただけで本当にあのときはショックでした。

司会

ショックというのは、どういうショックですか。

4 番

本当にできるのかなあという，こういう経験も人生初めてですから。

司会

5 番の方が御担当されたのは殺人未遂の事件で，5 日間ということだったと思います。5 番の方にも選任されるまでの感想ということでお願いしたいと思います。

5 番

所長から，法律が施行される前のアンケートのお話があったんですけども，それで私は参加しても良いという 15%の方に入るので，ちょっと恥ずかしいんですけども，最初の通知を受け取ったときはやっと来たかと思いました。ずっと待ってたのになかなか来ないから。よく見ると，単に台帳に載っただけじゃないかと思って，ぬか喜びだったなと思いました。このとき，たまたま私の姪から，その台帳には載って1年間何もなくて話がちゃらになったよという話を聞いたので，そんな感じで流れちゃうのかなあという心配をしてたんですけども，めでたくその後に当たりまして経験することになったというようなわけです。

司会

5 番の方はやっと来たかということで非常に参加したいと，もともとっておられたということなんだろうと思いますけど，そう思っておられたというのはなぜですか。

5 番

特にないんですけども，これもたまたま理由はないと思うんですけども，私の職場の周りの人間もやってみたいと，私のいともやってみたいという人がいて，そうは言っても全体の雰囲気を見るとやっぱり少数派なんだなと思って，あんまりそんなこと声高々に主張すると浮くんじゃないかと思って，そういうことはあんまり言わないふうに，多分興味があっただけですね。深い思いは特にありませんでした。どうせ当たるんだったら私も定年で数年前に退職したんですけども，何で現役のときに当ててくれなかったのかという思いが少しはあります。

司会

これは無作為ですからね。6番の方は、担当されたのが住居侵入、窃盗、強盗致傷ということで、4日間の事件で裁判員に従事していただきました。選任されるまでの感想をお願いします。

6番

私も最初に名簿に名前が載ったというところ、私の父が何年前にやはり名簿に載ったのですが1年間連絡なく終わったということで私もそれで終わるんじゃないかと勝手に思い込んでいました。そして、選任期日のお知らせが来て、ちょっとびっくりして、一応主人に相談をして、こういうのが来るのはなかなかないんだから是非行ってきなさいということで、送り出されたような形で参加させていただきました。参加してみたら、やっぱりたくさんの方がいらっちゃって、その中から6、7人が選ばれるということでこれ絶対選ばれないだろうなと思ったら、一番最初に呼ばれて、大丈夫なのかなと、正直な感想はそこでしたね。やっぱり仕事もしてるし子育てもあるし、でもどうしようか。そこはちょっと不安ではありましたが、何とか4日間ということで家族と職場の協力をもらい過ごすことができました。

司会

お仕事とそれからご家族と育児の関係があったということなんですけど、裁判員に選ばれて4日間行かないとという話になったときに、ご家族はその育児の方を分担してもらったということになるんですか。そのお勤め先にはお話されたらその4日間はどういうふうに配慮してくれたということは何かございますか。

6番

家族の方は学校のお迎えの方が週5日のうち3日ありまして、そのお迎えを主人にお願いして代わりに行ってもらったという形でなんとかなりました。職場の方は仕事がシフト制なので私が勤務する時間を代わりにの方に出ていただくということで対応はしたんですが、それぞれの立場の仕事をしておりまして私の仕事は代わってもらえないので、ここに来る前に仕事をして、ここが終わったら戻って仕事をする

みたいなのをやっていただいて、4日間だったので大丈夫でしたが、これが本当に長期になるとちょっと大変だったかもしれないなというのは感じました。

司会

その担当されてる仕事の時間を、裁判員をやってる間ずらすという形で会社の方が配慮してくれたと、こういうことになりますか。

6番

はい。

司会

4日間だったから何とかあったというところで、それ以上だとちょっと難しいかなど。

6番

厳しかったかなと思います。

司会

7番の方は強盗致傷ということで、これも4日間の裁判員ということで従事していただきました。7番の方もお願いします。

7番

7番です。名簿記載のお知らせが普通郵便で来て、中を見るといろいろ細かく書いてあるんですけど、意外と漫画の部分がありまして、分かりやすく、変な意味、悪いようには書いてなくて、何かみんなやりやすいよとか分かりやすいよとか、そんな自分の意見も言えるよというのが最初の印象でした。

そこから何日もしないうちに、選任期日のお知らせが特別送達郵便で来まして、それを妻が受け取ってすぐ電話が来て、何か特別送達が来たよと言うので、私もどうしたことなのか何も分からなくて、家に帰ったら選ばれましたみたいな、日にちが書いてありまして、何十人ぐらい来るんだろなあなんていろいろ考えながら来たんですけど、入るともう60人ぐらいいまして、裁判長とか受付の方に話を聞いて、本当に自分でできるかなと不安の方がかなり大きかった。

まだ現役で仕事してますんで、職場の方は、意外と上司の方が自分からやってみろという話で、休みも特別休、自分は休みではなく出勤扱いのような感じで出してくれてたんですけど、ちょっと個人経営のお店とかそういう人はなかなか出るのは難しいかなとは思いつつながら、私は職場が恵まれている方なのかなとは思いました。

その期日が来てからあつという間に裁判員に呼ばれることになりまして、あまり日にちがあるとちょっといろいろ考えたりネットで調べたり、何か変な知恵をつけてしまうのかなと思うので、そのぐらいスピーディーというか、その日にちが空き過ぎない方が良いのかなと特に思いました。

司会

お勤め先との関係は、特別休暇というか出勤扱いというのが、制度としてあるということですか。

7番

そうですね。

司会

8番の方は7番の方と同じ事件の裁判員ということですので、感想についてお願いしたいと思います。

8番

最初の候補者の名簿に載ったというのが来たときは、何か面倒臭いものが来たなという感じが正直な印象ですね。その中に入ってる色んな書類を最初は結構次から次へなめるようによく読みました。読んでるうちに段々やる気が出てきました。少なくとも私にとっては、そういうふうにしつかり読めばやる気が出る内容だったんじゃないかなと。あまり知恵をつけるとという話が7番さんからありましたけど、私はネットとかで裁判員について一生懸命調べましたけど、調べていくうちに選ばれたらやってみるのもいいかなというか、むしろ積極的にやってみたいというような気持ちになってきた感じですね。

実際に選任のお知らせが来たときには、よし来たというような感じで、できれば

せっかくここまで来たんなら選ばれた方がいいなあという感じでここに来て選ばれたということですね。

幸い、勤め先の方は公的な勤め先，大学に勤めておりました，裁判員の場合はみなし労働になりますというのがもう決まっているようなところだったので，そこは何も問題なかったのですが，授業の休校とかそういうのが今回は1回だけ休校で済んだ，今回はたまたまだけど，結構授業を休校にするというのは今大変なので，たまたま自分の授業といっぱい重なっちゃったりすると，もうちょっとこれは無理かなということが分かったので，そのときやる気になってましたから，その日程見てこれ一つだけ変えればオッケーだなということで，よしよしという感じだったというふうに記憶しています。

司会

皆様の御意見本当にありがとうございます。今回来ていただいている方は皆さん，4日間から6日間というぐらいの方々ばかりということですが，今お聞きしてると仕事とか育児等でも，あまり長い，例えば4日以上とか6日以上みたいなことになってくると結構厳しいのかなというような意見があったように思います。ただ，短い期間であれば何とか周りの御理解でということで意見があったと思いますが，この日程の関係で困ったとか，調整が難しかったと特に何か感じられてる方はおられませんか。

8番

その選任手続から裁判までの期間がちょっと短過ぎる。その仕事の手配をするのに，選ばれるかどうか分からないのに，とにかくまず予定を空けなくちゃいけないというのがちょっと。ある意味，私は選ばれたから良かったんですけど，これでもし選ばれなかったら，なかなか皆さんに頼んでいろいろ変えてもらったのを結局選ばれなかったんで戻しますというふうに言う場合もありますけど，そこがもう少し余裕があった方が良いのかなというふうには感じます。

司会

逆に選ばれてから期日に行く調整をすると、期間が短くて遅いということになるわけですね。

8番

そうですね。だから少し時間があれば、やっぱり選ばれなかったんでと言って元に戻す調整ができる。あんまりないと戻せない。

司会

貴重な御意見大変ありがとうございました。続いて次の話題に移らせていただきたいと思います。

### 3 裁判員等として審理に参加しての感想，意見

司会

次は、実際裁判員裁判に参加されての感想ですが、公判が分かりやすかったとか負担に感じるがあったかというような点について、お聞きしたいというふうに思っております。負担につきましては、審理時間が長いとか理解しにくかったというような審理に関するようなことのほか、事件の難しさでストレスを感じたとか、審理で毎日裁判所に通うのがなかなか遠くて大変だったとか、そういう形のもので結構ですので、審理に参加しての御感想、御意見をお聞きしたいというふうに思います。事件の中身の関係の御意見でももちろん構いません。

1番さんと2番さんは先ほど同じ事件というふうに申し上げましたけど、具体的な事案を言いますと、勤務先の社長である被害者に対するうっぷんを晴らすために殺意を持ってパイプで頭を殴ったが傷害を負わせるにとどまったという殺人未遂の事件というふうに聞いてます。殺意の有無が争点で、医師2名や被害者らの尋問等も行われたというふうに聞いておりますが、この審理に参加されて、評議の時間を入れて6日間の事件ということですが、審理に参加しての御感想というのを1番、2番の方、お願いしたいと思います。

1番

殺意を否認したという事件だったんです。慎重に考えなきゃいけないなあという

のは最初に思いました。検察官と弁護人の主張に対して十分納得できない疑問が残る中で判断していかなければならないという葛藤ですね、これが一番悩ましいところでしたね。

評議の席では裁判長が分かりやすい言葉で、これはマニュアルになってるんだろうと思うんですけど、分かりやすい言葉で指導していただいて、それでステップごとにある事項に対して審理するときにはたびたびある意見を述べたときに、この面から考えたらどうですかと。あるいは切り口を変えて考えてみたらどうでしょうかというのを都度促されながら指導してもらったので、意見は出しやすかったですね。自分自身の思い込みでこうだと思い込んでそれに突っ走って考えるっていうことが防げたと思って、非常に良い方式だったと思っています。

被告人が大筋を認めた刑事裁判では、どうしても被告人に不利になるのは常だと思うんですが、それだけ弁護人はこういう刑事事件では苦しいんだろうと思います。私が担当した案件では、弁護人から法廷で出された書面は、私から見ると、単なるメモ用紙同然の内容のないものだったと感じました。それで、弁論のときの話が、自分から見ると論理的にも物理的にも納得できないことが多々感じられました。これじゃ被告人がかわいそうだなという失望感がありました。

具体的に申しますと、例えば凶器は2.5キログラムと軽く殺すほどの能力はないと。一度顔面を殴打した後、相手の顔を見たときかわいそうだったと思ったので、それ以上の殴打は止めて帰ったと主張されたわけです。でも犯行時の凶器は金属バット以上の大きな破壊力のある手ごろで扱いやすいものだったと私は思ったわけです。そこで私は非常に逆にそうじゃないでしょうという意識が強くなるんですね。

それから、犯行時の興奮状態などですね。しかもその当時の犯行時の時刻、天候状態、あるいは現場の街灯の照明具合ですね、これは見たわけじゃないんですが暦なんかで見て後で調べて、そんなに明るい状態じゃなかったということです。その中で被告人が被害者に打撃を与えたときの顔がかわいそうだったと。本当にそんな表情がそういう現場の状況で見えたのかというのが疑問だったです。これにつ

いては検察官の方からも詳細な説明はなかったというように思うんですね。で、後でそれどうでしたかと聞いたかったんですけど、質問したかったんですけども、流れとしてそういう質問をしたいと思ったときはそういう状況になくて先に進んでたんで、諦めざるを得なかった。

一方検察官の論告で証拠の凶器が特定されてなかったんですね。似たような形状の3個のアイテムを示したんですね。凶器はこのうちのどれかであると、そういったことに対して自分自身、今の技術レベルで科学分析で特定できないのかと非常に驚いたんです。私の仕事柄、そういう物理関係のことをやってるということがあるから、それを強く感じたのかもしれない。

私の案件は、殺意を否認した案件でかつ犯行から逮捕まで確か10日ぐらいだったと思うんですね。そうすると、被告人についてもその犯行時の記憶はしっかりしていたと思うんですけども、犯行時の詳細な状況はもっと詳しく、例えば現場に残された血痕、あるいは頭の損傷状態からその調査の段階で、被害者がどうやって防御して逃げようとしたのかとか、あるいはその当時の明るさなど、こんなところを論理的に話してもらえればいい、例えば殺意は否認しているわけですから、特に心情とかそういうのも材料になったんじゃないかと思います。

それから審理の中で負担を感じるがあったかという点ですけれども、事前に裁判長から法廷の場に出された全ての資料、あるいは出廷者の発言、これだけを材料として判断してください、それ以外の情報は用いないよという話があったんですけども、ドラマなんかで言うと裁判官自身が疑問に思ったら自分で現場に行ったり、あるいは被害者のところへ行ったりという話を聞いてみるというのがあったんですが、現実には実際にはドラマと随分違うなあと。裁判官もこういう状況の中で判断しなきゃいけないのは結構しんどいんじゃないのかなと思いました。

評議室へ戻ってから審理するとき、いろいろ判断する上において思考がついていけないことが多かったですね。これは、法廷で証人とかあるいは被告人の話で聞き洩らしたかもしれないことは、評議の席で裁判官や他の裁判員に聞いて確認はした

んですが、さっきも言いました現場の明るさとか血痕でどう逃げたんだろうかというようなことは非常に疑問に思ったんですけども、それを調べようと、裁判所の方に出されてる資料ファイルが結構分厚いのがありまして、これを見れば探せば出てくるかもしれないですけども、その知りたいことが出てるところを探して読んで、あるかないかも分からないものを読むというのは基本的には時間の制約上無理だったので、諦めるしかなかった。こういうところをこれから裁判員になる方も同じように感じられるんじゃないかと。裁判員として限られた日程ですがあまり長い時間を取ると負担になるということで、いろんな審理をやっていかなきゃいけない。自分なりに納得して検察官と被告人の言い分とか心情を判断するのは非常に難しかったなと思います。裁判員の参加者の負担を少なくするために最近は段々長くなるとというのが報道にもありますけども、十分な時間を取らないと、できるだけ短い時間で裁判員として出てもらうという、制度の課題じゃないかなと思ったりします。

司会

2番の方も御感想をお願いします。

2番

審理が分かりやすいものだったかどうかは、一つ一つの関係というのは、事件の結果とか経過だけ見てもなかなか分かりにくいんじゃないかと思うんですよね。人間関係というのは、普段周りから見てもなかなか分かりにくい。それを現場に直接その両方の人を同時に見てるのなら別なんですけど、そこがどうも入っていく限度があるわけですね。人との付き合い、ともかく日ごろの事件というのはもう人間関係ですね。そういうところのお互いの生活、普段の仕事、考え方、やってること自体がよく分からないんですよね。だから、この現状だけ見て、それから書いた文章だけ見て、被告人と周りの人の話を聞いただけでも私はどうもよく分からないことがいっぱいあるわけです。そういうところからどうも裁判が分かったかとか、審理の中身がよく分かったかというところほとんどよく分からない。その人と直接2人で話しているところ、2人で仕事してるところを見ないと分からないですね。そういう

ところで裁判というのは非常に難しいと思いました。

負担というのは特にありませんでした。とりあえず前向きで参加していました。

司会

起訴されている犯罪だと言われてる事項以外に、いろんな人間関係とかあるところが分からないなというような感じを持たれたということですかね。

3番の方が担当した事件は、知人の被害者に対して恨みを晴らすという目的で共犯者と共謀の上で被害者が使用している車のタイヤをパンクさせるなどして、さらに被害者の家に放火して玄関ドアを焼いて、共犯者と共謀して5件の住居侵入や窃盗をしたという事件で、共犯者がいたという事案のようですが、この事件の審理に携わられての御感想を伺いたいと思います。

3番

先ほど話しましたように、当たってしまったので始まった、義務なので始まってしまった裁判員として5日間過ごしたわけなんですね。審理を見ていて非常に思ったのは、検察官が出てきて求刑何年というわけですね。まさにその求刑何年に対して弁護人がこうこうこういうわけでという一連の流れの中で、非常に分かりやすいなど。なるほどなど。ああこういうふうにして裁判は進むんだろうし、こういうふうにしてその求刑を決めて、弁護人は弁護して、その他大勢関わりがあって裁判が進むんだなど。要は公平なんだな、しかも分かりやすいんだなど。私は会社員なので人とあまりコミュニケーション取ったりしない部門にいるもので、ああこんなに的確に人と人を見極めて進めているんだなと思った次第ですね。スライド使ったりパソコン使ったりして、近代的な感じを受けて、分かりやすくて、なるほど人の気持ちも分かるし、おもしろいものだなと思ったのが感想ですね。

また、何かそのいろんな絡みで犯罪が起きてますんで人の心理を考えると、いろんな事情の中でこんな結果になってしまったんだなという、そういう思いの負担は多少はありましたけど、きちっと悪いこととしてはいけないなという感じを思いながら過ごせました。

司会

ありがとうございます。そうすると、3番の方は審理自体はいろんなそういうツールも使われていたし、分かりやすかったなという感じを持っておられる。

3番

まさにその通りで、こんな素人で裁判官も大変なんだなという、むしろそういう感じもしましたね。

司会

4番の方の事件は、徒歩で通行中、あるいは自転車で登校中の被害者らに対して、強制わいせつをしてけがをさせたという事件で、執行猶予つくかどうかという点が特に争われた事件というふうに聞いておりますが、4番の方の審理に参加しての御感想をお願いしたいと思います。

4番

3人の方が被害を受けたと。そのときに被害者の方をモニターで見たんですね。被告人、弁護人、それから裁判官がいますと、ずっと机の方を見たところ、ああ大変な場所だなあというふうに自分らがいる立場を確認したんですよ。そこで我々の仕事が、人を裁くというのを本当にできるのかというのが本音だったんです。最初はそういう理解できないまま参加してたんですけども、そのうちに審理が続く中で徐々に理解して、自分なりに解釈して、休廷のたびに裁判長のお話で理解できたというのが本音でございます。

司会

特に難しく感じられたとかそういうところではなかったということですか。

4番

特に被害者の方は直接モニター見ましてですね、気の毒だなと思いました。そういう心理的なことですかね。

司会

被害者の心情なんかを思うとちょっと負担があったということですか。分かりま

した。5番さんの事件は同居人である被害者とけんかになって、被害者の言動に激昂して殺意を持って被害者の胸などを包丁で突き刺すなどをしたけれども、逃げたため傷害を負わせるにとどまったという殺人未遂の事案だと聞いていて、この被告人が外国人で通訳がついて、被害者の落ち度の有無が争点になったというふうに承知してますが、参加しての御感想というのをお願いしたいと思います。

## 5番

分かりやすさという点で言うと、私も3番の方と全く同じ感じを抱いているんですけども、例はよくないんですけど、行政とかいろんなことで割と分かりにくいことがあるんですけども、司法関係のお話は一瞬とっつきにくいんですけども、非常に論理的にできてるので、その点はものすごく分かりやすかったと思っていました。

ちょっと脱線するんですけども、私は裁判所と全く縁がなかったんですけども、もうしばらく前に私のお婆の成年後見人になりまして、そのときに家裁に通って、呼び出されたり初めはよく分からなかったんですけども、それである程度慣れるともものすごく論理的に話ができてるんだというのが理解できまして、それから3番の方が言っておられたような同じ感想を持ってたので、基本的には分かりやすかったです。

ここでまた話が少し脱線するんですけども、被告人も被害者も要するに事件のステークホルダーが全部中国の方だったんで全部通訳を介してやるんで、話は分かるんですけども、いまいち裁判とは関係ないところでのコミュニケーション、何と言ったらいいか、霞にかかっているような感じで、言葉の裏にあるわけじゃないんですけど、言葉から、この方が日本人だと話していればいろんなことが分かるんですけども、その辺の事件の背景というものが、いまいち自分ではつかみにくかったというところでは。

あと一点は、その殺意という言葉が、裁判長に質問してそのときは納得したんですけども、やっぱりいまいち分からないと。殺意があれば殺人未遂だし、なければ

傷害になるというのは、その殺意の定義というのが自分の腹の中でどうも落ちていないというのが率直なところですよ。

もう一つ、負担に関することは、私は待ちに待っていたので、負担は一切ありませんでした。ただし、一緒にやった方で途中で確かに気分が悪くなられて、途中で辞退されて、補充裁判員の方が就任したというのを目の当たりにしてしますので、やっぱり一般的には普段の生活に全然なじまないことなので、負担はそれなりにあって当たり前だというふうに感じています。

司会

6番さんの事件は共犯者と共謀の上で行った2件の住居侵入と強盗致傷、3件の住居侵入と窃盗ということで、これも共謀してる人たちがいて、その中で被告人の立場が争点になったような事件だと聞いています。この被告人は外国人のようですが、これは日本語ができて通訳は付さなかったので通訳の問題はないと思いますが、先ほど申し上げた共犯者の中で被告人の立場というところで、何か審理において感じられたことがあればお聞きしたいと思います。

6番

私の勝手な想像で、裁判にはものすごく難しいイメージを持っていたので、実際に自分が参加してみて、検察官からも弁護士からも、A3とかでカラーの書類を出していただいて、相互関係が分かりやすく説明されたのを見て、とてもそんなに分かりにくいものじゃなくて、どちらかと言うと分かりやすいものなんだなというのを感じました。私の関わった案件ですと、何人も共犯がいて、この事件はこの人と、この事件はこの人とというのがちょっと複雑で、お名前も横文字なので分かりにくかったりしたんですけども、みんなで話し合うときに、もう一度裁判官の方がここはこの人でねと確認しながら話を進めていただいたので、とても分かりやすくなったと思います。

スライドで、けがされた方の映像とか見たらやっぱりちょっとその日は負担に思ったりしたんですけど、でもそれで心の疲労とか私自身はなく、けがされて大変だ

ったんだなというのは、やっぱりそういうものを見せていただくことで事の重大さを感じるというのがあったので、こういうものが大事なんだなというのは思いました。

司会

では、7番、8番の方が担当された事件は同じですので続けてお願いしたいと思いますが、7番、8番さんの事件は、ショッピングセンターで万引きして駐車場に止めた車に乗り込み、さらに追跡した警備員である被害者による逮捕を免れるため、その被害者を車に乗せたまま逃げようとして、その被害者が車から飛び降りて路面で体を打ちつけてけがをしたというような強盗致傷の事案だと聞いておりますが、この事案について審理をされての負担になった点、あるいは分かりやすかった、分かりにくかった点をお願いしたいと思います。

7番

行く前は、殺人じゃない方が良いなみたいな漠然とそういうの見たくないなとか、ちょっと怖いなというのは心理的にありまして、行ったら強盗致傷、万引きの後に警備員をけがさせたという話だったんですけど、この紙の上では分かってたんですけど、特に裁判といたらやっぱり被告人が来るんだよな、で、被害者が来るんだよなと、その後は段々現実になってきて、そこでけんかとかしないのかな、なんて何かいろんなこと考えたりしたんですけど、審理の中では裁判長、裁判官が分かりやすく説明してくれたり、強盗致傷だとこのぐらいの量刑です、強盗だけだとこのぐらいの判決が出てますというのを本当に分かりやすく何回も何回も説明してくれて、分からなければどんどん説明してくれて、程よく休憩も入れてくれて、ずっと2時間も3時間も審理してるとちょっと疲れてしまうかなというんで、タイムテーブル的にはちょうどいいのかなと私は思いました。

あと、万引きでやっぱり1万円というその金額が大きい、少ない、やっぱり6人いるとみんな同じではなく、9000円は高いよねと言う人もいれば、9000円は全然安いんじゃないのと言う人もいたり、自分は9000円は万引きで言ったら

意外と高い方かなと思ったりして、そこが争点になったり。いろんな話が出て、自分の意見もあれば周りの方の意見も聞けて、本当に充実したというような、1日はちょっと短かったですけども自分なりの意見が言えたり、本当に自分で言えるのかなど不安があったりしてたんですけども、最後まで乗り切れたという感じです。

負担に思ったのは、私は会社が大分休みもくれてたんで大丈夫だったんですけども、周りの人が休みをどういうふうにとったのかなとかいろんなことをちょっと思いました。茨城は水戸が県庁所在地で、ちょうど真ん中なんで、私は県南の一番下の方から来るんで、ちょっと行くのが手間かなと。ちょっと話がずれますけど、千葉だと免許センターが3か所ぐらいあるんですけど、茨城は何となく水戸が基本で全部集めたということで、交通の便が厳しいかなという話をしていました。あとは自分なりに意見が言えたんで、良かったのかなと思います。

## 8番

まず審理が分かりやすかったかという点に関しましては、私は相対的に言えば非常に分かりやすい裁判だったと思います。ただ、検察官と弁護人の説明を比較すると、少なくとも私が担当した裁判では弁護人は国選弁護人で、検察官に比べると裁判員に向けた説明の工夫が必ずしも十分ではなかったように感じる部分もあって、私が感じたのは、検察官は検察庁という組織で対応されてる部分があって、いろいろ裁判員対策をやられているのかなと思ったんだけど、弁護士さんはやっぱり個人事務所的なところでやられているので、もちろん弁護士会の方でいろいろ対策も取られてるのかもしれないですけども、検察官ほど対策は取られていないのかなというのにはちょっと感じました。全体としてはもちろん良く分かるようになっていて、我々裁判員に分かるように裁判を作っていくってことは、結局は被告人や被害者なんかにとっても分かりやすくなっているという点は、それは良い点だったんじゃないかなというふうに感じます。

あと、これは大した問題じゃないかもしれないですけど、若干証人とか弁護人なんですけど、話が聞き取りにくかったところもあって、裁判員の席からだと、人に

よっては聞き取りにくいということがありましたね。精神的負担というのは、私の場合はないです。

司会

ありがとうございました。審理における三者の問題、裁判所の問題、検察官の問題、弁護人の問題ということで御指摘があったと思います。これらの指摘についてはこれから法曹三者の中で今お聞きしたような意見も踏まえながら、見直すべき点は見直してより良いものにしていきたいということで、また運用改善の努力をしていきたいなというふうには思っています。

7番の方が、茨城の場合の遠さということをお話になりましたけど、茨城の場合、なかなか交通の便が悪いので、皆さん車で移動されている方が多いと承知しているわけですが、お住まいになっているところから水戸への距離は様々だと思いますけれども、審理の開始までの間に来るのに結構朝負担だったとか、もうちょっと遅くからやってもらった方がいいのになとかいうような、その審理の開始の時間について何か気になったような方がおられたら教えていただきたいと思います。

4番

私は県北から参りました。JRで事故が起きまして2時間近く遅れてしまったので、裁判に30分ぐらい遅れたということがありましたので、遠い所から通ったらかなり負担があるなと感じました。

司会

電車で通われたんですね。

4番

そうです。

1番

私も県南から来てるんですけど電車を使いますと2時間半かかるんですね。車だと1時間程度で来るんですが、高速料金は裁判所から出ないので、連日の場合は宿泊を配慮していただけて考えてもらえればと思ったんですが。裁判所に通うことに

対する距離的な制約ですね。開始時間をいろいろ準備のことがあって時間を決められたとは思いますが、できるなら早めに着くから5時過ぎるということは難しいんでしょうけど、5時ぐらいまで目いっぱい1日を取ってもらって効率よくやってもらいとミスも少なくなるんじゃないかという気がしました。

司会

遅めに始まって時間を取らないよりは、むしろ目いっぱいやって全体の期間を短くした方が良いということですか。

1番

企業とか官庁のお話ですが、始まりは8時半から5時まで、そういうふうにしてもらった方が、遠くから通う私からするとありがたい。

8番

それで宿泊ができれば良いですね。宿泊があんまり厳しくなくて、例えば電車で1時間半以上かかれば宿泊しても良いとかそのくらい。

司会

参加するための御負担ということも、率直な御意見をお伺いしましたので、またこれも生かしていきたいなと思います。

#### 4 裁判員等を経験した後の感想

司会

では、審理を経験されて、事件も終わったところで、裁判員を経験した後の感想、ものの見方や考え方、あるいは刑事裁判についての考え方に変化があったかどうか。またその漠然とした、あるいは具体的な不安について感じたことについて実際に経験してどうだったか。特にこれから裁判員候補者に選ばれる方、制度が続く限りどんどん増えていくということになります。先輩というか経験者として皆様からそういう選ばれる方へのメッセージということでお願いしたいというふうに思います。各人からそれぞれお願いできればと思います。

1番

私自身は、先ほども述べましたが、物事を考えるのに絶えず逆の面から考えたりとか入口を変えたらどうかとかこういった考え方をしつこく審理の席で言われたんですが、それは自分自身にとって非常にいい糧になりましたね。直情的に考える性格なものですから、これはいかんと、冷静なときは思うんですけどね。そういう議論の場になったりすると、もうここしか見えないというのが、参加させてもらったおかげで多少でもこれじゃいかん、立ち止まって考えようというようなことを意識するようになったのが非常にありがたいことですね。

話はちょっと違ってきますが、裁判の後、ちょうど隣町で起きた同じような殺人未遂の裁判員裁判があったんですけど、それでその判決結果が私が担当した事件と同じような時期に新聞に掲載されました。その記事を見たら、わずかな記事なんですけど、私が担当した裁判の被害者の被害程度よりは、太ももを貫通したというだけで、はるかに軽い被害だったんですね。ところが刑が真逆の年数になってたんです。何でこんなことが起こるのか非常に不審に思ってネットなんかで追っかけてみたら、記事に載ってなかった大きな余罪もあったということが分かって、なるほどと思うことができたわけです。これは裁判員裁判に参加させてもらったおかげで、やっぱりちょっと違和感を感じたときには何でだろうということ調べてみるということができるようになったと思ってます。

それから、これからの裁判員候補者に選ばれる方へのメッセージですね。こういう経験というのは希望してもできない人生経験なんで、自分のためになる貴重なチャンスだから、お誘いが来たら是非参加してもらった方が良いなあということです。刑事裁判を経験されることは、日常生活において対人関係での考え方、審理のときいろいろ例えば私の場合は殺意否認なんですけど、それが本当にそうなのかどうかは、弁護人の弁論、こういったものを踏まえて本当なのかどうかを考えていくということで大変役に立ったと思ってます。

最初の設問のときに言えばよかったんですけど、私の場合、民間企業を定年で退職して数年後に裁判員裁判が始まってるわけです。そのときはもう別のところに、

国立法人だったんですけどそちらの方に勤めてまして仕事の責務が非常に軽くなったときで、裁判員になったら行こうと。国立だからこういう裁判員で呼出しが来たら仕事の都合つけて休むことは問題ないだろうと、もう決めつけていたんです。実際、就業規則にも特別有給休暇で認可されましたので問題ありませんでした。だから職場の長が20人ぐらいたるところなんですけど、内々で裁判員になるから休ませてくださいという話をしたら、ああそうなのと、ミーティングのときに何日まで裁判員でいなくなるからみんなフォローしてくださいと言ったんです。私は、裁判員になったことは公に話をしたらいけないんですよという話をしたら、これ言っちゃいけないことなんでと、口外しないようにということになったんで、せめて国とか公立のところの責任ある人にはそういうことは注意するようなことは、お知らせなどあればと思いました。

司会

要望も含めて御意見ありがとうございます。2番の方もよろしくお願いします。

2番

これから一つお願いがあるんですけど、この裁判という制度、裁判員制度というものをできましたらテレビ、ラジオ、そのほかチャンスがあれば短時間でいいものですから、長い時間かけなくてその数を増やして10分でも20分でもいいですから、広告でポイントを一つずつ計画しまして、そして流布していただきたい。というのは一般の人は、なかなか私の周りもそうなんですけど、ニュースを見るチャンスが少ないと思うんですね。私は外国のニュースが大好きでしょっちゅう見てるんですけど、もちろん国会中継とかそういうのも見るのでちょっとお話すると、中にはニュースを見て何をするとそういう質問を受けてショックを受けたことあるんですけど、裁判員制度も多分そうだと思うんですけど、5分でも10分でもチャンスがあれば、いろいろタッチして、テーマを入れて数多く工夫していただきたいと思います。若い人は特に時間もないですから、その目にするものが非常に限られていますので、ネットだけで流すというのもどうかと思うんですけど、今の社会でや

っぱり特に働き盛りの人は忙しいですから非常に視野が狭いといいますか、そういうことを考えますと、まめに皆さんに情報提供するということで、一つ考えていただきたいと思います。

是非またチャンスがあれば経験して、そして良いこと悪いこと含めて周りの人にお話をして、しゃべる時間も非常に多いですから流布していきたいです。

司会

1 番の方、2 番の方、共通して広報的などころも御指摘ありましたが、またこれも裁判所で考えていかないといけないことだと思います。2 番の方は、これから裁判員に選ばれる方に対してメッセージがあれば一言でもお願いできればと思うんですけれども、何かございますか。

2 番

もし連絡受けてそれで準備をする段階で、事前に想定をして準備をしてできれば、そしてそうなったつもりで自問自答したりして、それで行かないとやっぱり後で後悔しますので、人生経験から失敗のないように事前に良く自問自答して調べてやってもらいたいと思うんですけど。

司会

それでは3 番の方、お願いします。

3 番

裁判員をやりまして一番変わったなと自分で思うのは、新聞テレビの記事とかニュースを見まして、検察官求刑何年、裁判員裁判で判決何年とあるんですね。昔ですと、殺人やって何年とそこだけで終わっていたのが、これを経験しまして内容をよく自分で見るというか、記事の内容をよくこう深読みというか、そんな感じが起きるようになりましたね。昔は本当に基本だけだったのを、裁判を通しての内面を私の経験の中で、細かいことは結果判決で出てきたなと分かってきましたので、記事とかテレビとかを見て深読みをするようになったのが、一番変わったなっていう点だと思います。

あと、これから裁判員候補者に選ばれた方にメッセージということで、これは私たまたま今回は死体とか見なくて済んだので良かったなと思う反面、また裁判員に選ばれるかどうかは分かりませんが、もう一回やってみたいなという気持ちであるということが、次の方へのメッセージになるかなと思います。

司会

では4番の方、最初は非常にびっくりされたという感想をもっておられたようですが、いかがでしょうか。

4番

私は県北の片田舎で消防分団後援の会長やってるんですよ。団員が20人くらいいるんですけども、40代かその前後ですね。その方が言うのはですね、私の裁判の案件から、絶対事故を起こすなよと言ってるんですね。しつこく言ってる。あとは理由は皆さん分かってますので、これからそういう希望の方がいましたら、是非体験した方が良いなというふうに申し上げております。

司会

5番の方、お願いします。

5番

特に、見方や考え方に変化があったかと、全くないというのは正直なところですよ。あと、これから裁判員に選ばれる方へのメッセージですけども、本当は、私も大分歳がいったから選ばれましたけど、若い方が選ばれるのが一番良いと思うんで、仕事で行けないとかいろいろあるでしょうけれども、そこは万難を排して行った方が、結局お小遣いも少しはもらえるしお得ですよということを強く言いたいです。

司会

それでは6番の方、お願いします。

6番

ものの見方や考え方に変化があったかということですが、私も3番の方と一緒にニュースとか新聞とかを見たり読んだりしたときに、この事件に関わった裁判員の

方は本当に大変だったんだろうとか、そっちの方の見方も出てきたりだとか、あと、こういうことだとかこういう刑になるんだとか、そんなふうな裁判員をやるまでは考えもしなくて、ただ事実として受け止めていただけなのが、ちょっと考えるようになったという変化がありました。

これから裁判員候補者に選ばれる方へのメッセージに関しましては、普通の主婦、お母さん、こういう立場の私でも務めることができたので、誰でも本当にできますよということと、私自身やってみて本当に良かったなと思ひまして、もう一回選ばれても、是非やらせていただきますという感じですので、そういうふうにお伝えしていきたいと思ひます。

司会

それでは7番の方、お願いします。

7番

裁判員等の経験、ものの見方、考え方、やっぱり3番の方、6番の方と一緒に、新聞で見ると裁判とか裁判員とかの文字を見てしまいますよね。最近ちょっとそんなになくなってきたんですけど、選ばれた当初、あと審理になってるときに、裁判、裁判員という字を見ると、しっかり読んで、内容を見て、いろんなことにあるような判例というか、事故なり事件ってあるんだなというのは思ひました。その前は本当に新聞はもうぱっと読んで、自分が興味があるところだけよく読んでたんですけども、そのときは裁判、裁判員というのがちょっと興味を引きました。

これから裁判員の候補者に選ばれる方にメッセージとしては、私は、非常にまで行かないんですけど、良い経験だったと思ひます。本当にくじ引きで選ばれてるみたいなんですけども、20代、30代、40代、50代、60代と、何となくまんべんなく選ばれると、その辺の意見がみんな違うのかなとは思ひます。

司会

では8番の方、お願いします。

8番

ものの見方というか、裁判員を経験したおかげで間違いなく司法が身近になったのは間違いありません。さっきの話だと、確か茨城県で350人に1人、これがもっと多くの人を経験すれば、随分国民全体の司法に関する考え方が変わるんだろうということですけど、ただこれ以上多くの方に経験してもらうにはコストもかかるでしょうし、できないんだろうなあというのは感じます。でもやれば間違いなく司法が身近になるっていうのは感じました。私が特に読んでる新聞は、他の人と違ってないですけども、今まで裁判に関することというのは、高校生ぐらいのときに1回水戸の裁判所に傍聴に来たことがあったぐらいで、うす暗い部屋で被告人が、交通事故の関係だったと思うんですけど、暗がりて話を聞いているというぐらいのイメージしかなかったんですけど、それから比べると随分イメージが変わったと思います。

これからの裁判員になられる方へのメッセージということは、とにかくやっぱり都合がつくならやった方がよいということですね。やっぱり都合をつけるのは大変なのは間違いなくて、私もそうですけど、ある程度大規模の会社なり組織に属していればそれなりに法的な休みの制度があるんで何とかありますけれども、そうでない方も多いんで難しいとは思いますが、やっぱり都合がつくならやった方がよいですよというのが感想ですね。

司会

ありがとうございます。予定していた事項について一通り御意見伺いました。本当に貴重な率直な御意見を伺えたと思います。実際経験された方ではないと語れないお話がたくさんあったように思います。

## 5 報道機関からの質問

司会

冒頭申し上げましたが、報道機関の方が傍聴されてます。残りの時間で報道関係の方から質問がありましたら質疑応答ということにさせていただきたいと思えます。

NHK

数点皆さん全員にお伺いしたいことがありまして、まず一つ目は、裁判員制度は国民の視点であったり市民の感覚を司法に反映しようという趣旨で始まった制度です。皆さんも実際に審理に参加されてみて、自分の考え方、ものの見方であったり、意見は反映されたという実感があったのかどうかという点。裁判員制度の意義に賛成とおっしゃってる方が非常に多かったように思うんですけど、別に反映されなくてもいいと思ってる方がもしいらっしゃるならばそうおっしゃっていただいても構いませんが、そういう参加してみて自分の意見、考え方、反映されているなあ、取り入れられてる、受け止めてもらえてるという実感があったかどうか、お答えいただければと思います。

司会

今の質問は、皆様が審理に参加したことで、結論というよりはむしろそういう意見をきっちり言って、それが審理に反映された感じを持っておられるかということによろしいですね。具体的にどう反映されたとかそういうことではなくて、それぞれの審理でいろんな表現の中で発言されてると思いますが、自分が参加したということで、意見が審理に反映されたなと思ってるかどうかということについて、一言ずつ全員にということですので、お答えいただければと思います。

1 番

私の場合は、こんな調子では裁判官と同等ではないかというぐらい、恐ろしいぐらい裁判員の意見が組み込まれたように思っております。

2 番

はっきり言いますと、私は補充裁判員だったんです。ちょっと不満ですね。これ私から言うと、裁判に参加したなとは思えないです。思いません。

司会

補充裁判員だったのかということですか。

2 番

その辺もあるんですけど、審理の進め方、あるいは判決の方法、私はどうも、ちょっとアメリカの話もあるんですけど、もっとフリーでトークの場があまりないですね。裁判官を別にしてちょっとやって、その成果をまた裁判官、あるいは裁判員通してある程度、それをしっかりもっとしてる時間が欲しかったと思うんですけど。

3番

私はおおむね反映されたと思っております。

4番

最初はなかなか理解できない部分もございましたけども、審理が進むにつれて理解ができました。反映されたと思います。

5番

私の場合、別に話を遮られるとか、そんな感じには思っなくて、進め方の上で特に何も気になることなく納得はしています。

6番

私も私の意見はきちんと反映されていたと思いましたが、裁判員全員の意見が反映されてたと感じました。

7番

私も自分の意見を言うと前にホワイトボードがありまして裁判長が書いてくれて、これがAさんが言ったとかそういうのではなく、ただ単にもう出た意見を率直に書いてもらって、またみんなの意見もメモに取れたと。自分の意見はしっかり反映されたと思っています。

8番

最終的な結論ということについて言うと、うがった言い方をすれば、例えば別に私の意見じゃなくても多分同じ結論になったろうなという感想は持っていますが、その判決文を作る中で自分の出した意見が、それなりに判決文とかにも考慮されているという意味で反映されていたというふうには感じました。

NHK

もう1点だけ質問します。皆さんが裁判に参加してみて分かったことと言いますか、例えば、とっつきにくいと思ったけど論理的なんだなと思ったということであったり、意外と分かりやすかったということであったり、あるいはおっしゃってないことの中でも、初めて分かったことがかなり多かったと思うんですが、逆に参加してみてまだ残っている疑問と言いますか、こういったとこの進め方がいまいち分からなかったというようなのがもしあれば、ある方だけで結構だと思いますが、お答えいただければと思います。

司会

審理に参加して疑問等を持っておられて、いまだに解決していないとか、何か残っている感じがあるという、もしそういう方がおられれば御発言いただければと思いますが。

1 番

今までの意見の中でも言ったんですけど、自分自身がちょっとうまく解明できない疑問に思っていることを、遡って質問したりして、自分なりに解明しないでそのまま先に進まなきゃいけなかったのが非常にもどかしく思ったんですが、裁判官自身も、ドラマみたいに納得するまで外へ出て調べて納得してから進めるんだというのが自分の頭にあったものですから、一審の場合はそれをやらなくて、ちょっと疑問に思いました。

司会

高裁も地裁もそうですけど、裁判官自身が何か調べに行ったり、あるいは疑問をその訴訟以外の場で何かするというのは、これはどの裁判所でもないことで、日本だと遠山の金さんが必ず事件の場に行って解決してそれが奉行であるというのがありますけど、日本の今の裁判制度はそういうことはなくて、あくまで法廷に出ている証拠のみで判断するということになってます。ありがとうございます。

6 最後に

司会

では、検察庁、弁護士会から、それぞれ何か御発言されたいことはありますか。

弁護士

やはり弁護人と検察官の対比をすると、両方分かりやすかったというふうに感じられた方もいらっしゃるし、やっぱり弁護人がちょっと弱いなという感想を持たれた方も、これはずっと課題として弁護士会が持ってるもので、先ほど8番の方がおっしゃられたように、個人事務所みたいなところで国選弁護人に当たり、研修ありますかというところ、充実した研修みたいなものができるわけでもないんですね。勉強会みたいなものは弁護士会の中でもいろいろやっていて、あるいは法曹三者での共同の勉強会みたいなものも、裁判員導入当初は結構活発にやってたんです。最近ちょっとあんまりやってないなというところもありますが、今若手の弁護士がすごく増えてきているんですね。そうすると、裁判員に当たる方も当然県内ですごく少ないわけですし、事件数も限られてるわけで、なおかつ弁護士の数がどんどん増えている。私が十何年も前に入ったころ、茨城県の弁護士は100人ぐらいしかいなかったんですけども、今もう300人近くいるんですね。そうすると、国選弁護でたまたま殺人事件がありましたという、裁判員裁判を担当する弁護人というのは、なかなか当たらない方は本当に当たらないんで、皆さんが見られた事件ですと、多分弁護人が複数ついてる事件と1人しかいなかった事件とあるかもしれないですけど、私に当たった場合は私一人でやりますけど、若手が当たったときは経験のある先輩とかに頼んで、その先輩からアドバイス受けながら一緒に相談しながら進めていくとかというスタイルを取ることが割と多いですね。それで段々経験を積んでいくということで少しスキルアップというか、ここは今後ちょっとこういうふうにした方が良かったなというのが経験として積まれていくということなんだと思うんですけど、どうしてもやっぱり当たらない人は10年経ってもまだ1回もやったことない人が山ほどいるんです。県内で言うと、やったことある人の方が多分少ないんじゃないかと思うんですね。これは東京なんか行くとどうなっちゃうのかと思います。東京の弁護士は何万人といますから。そうすると、やっぱり地域差もあるか

もしもね。弁護士がすごく少ない県なんかだったらレベルが比較的上がるのかもしれないですけど、そういうところはそういうところで事件数が少ないから結局同じみたいなこともありますし、だから勉強会みたいなものでできるだけレベルを上げていきたいなと思って、皆さん裁判員裁判が終わった後にアンケートを書かれたと思うんですけど、ああいうところでできるだけたくさん書いていただくと、聞き取りにくかった、何言ってるかよく分からなかった、弁護人があんまり力が入ってないんじゃないのかとか、力の入れ方が薄いんじゃないのかみたいな批判をいただくことがあって、ああいうのは結構我々も見ることができるようになってまして、自分の事件のときどうだったかと反省会をやるんですね。ですので、かなり経験を積みば積んだだけそれなりにこうレベルアップしていける部分はあるとは思ってはいるんですが、それを弁護士会全体にどう広げるのかというのは、非常に課題として、どの県でも抱えている問題だろうと思います。刑事弁護委員会というのが弁護士会内にありまして、私は副委員長を務めてはいるんですが、全体のレベルアップというのは常に課題で、勉強会に来る人と来ない人がいるわけです。来ないと結局分かんないというところもあって、でもそういう人に当たっちゃうということも当然あるわけで、課題が多いなあというのは今日実感しました。できるだけ努力はしたいと思っています。

司会

ありがとうございます。今日の皆様の御意見も弁護士会できちんと受け止めていただいて、一件一件の事件は同じ重さであって、それぞれ被告人、被害者等がいるわけですから、全体のレベルアップというところは、是非弁護士会の方でもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、これで本日の意見交換会を終わらせていただきます。つたない進行で十分なお話ができなかった方もおられると思います。申し訳ございません。ただ、皆様の方から、司会のつたなさにもかかわらず、貴重な、かつ率直な御意見をたくさんいただきました。いただいた御意見を、裁判所はもちろん、弁護士会、検察庁

とともに、今後の運用改善に活かしていきたいというふうに考えてます。また皆様におかれましても、今日御意見いただきましたようなこと、周りの方やいろんな機会に、裁判員の経験を語っていただいて、これから参加する方々の不安の解消などにも役立てて、いろんな方から経験されてどうだったというようなことを聞かれると思います。そのようなときには、是非経験者として感じられたことをお話いただければというふうに思います。

今日は本当に長時間ありがとうございました。